

犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況(高・地・簡裁総数)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	総数
		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計
付 添 い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	70	86	79	102	136	121	116	112	141	128	1,091
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	21	32	44	52	39	46	41	76	79	71	501
進 へ い	証人尋問の際に進への措置が採られた証人の数	1,222	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	14,331
	意見陳述の際に進への措置が採られた被害者等の数	60	71	105	123	125	140	151	198	214	209	1,396
ビ デ オ リ ン ク	ビデオリング方式による証人尋問が行われた証人の数	224	202	235	261	242	288	278	299	290	303	2,622
	うち 進への措置が採られた証人の数	209	179	216	237	219	264	265	282	277	288	2,436
	証人尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	3	4	8	35	42	52	51	46	65	47	353
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	1	-	-	2	1	-	1	1	2	-	8
	ビデオリング方式による意見陳述が行われた被害者等の数	5	4	11	20	16	21	10	8	10	6	111
	うち 進への措置が採られた被害者等の数	5	4	10	17	15	21	10	8	8	6	104
情 報 保 護	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	2,490	2,490	3,449	3,854	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	34,222
	刑訴法第290条の2第1項の決定をしたこととした被害者の数	30	30	90	55	62	64	84	77	42	50	554
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	9	9	1	17	13	8	16	5	4	7	80
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	証人等刑訴法第290条の3第1項の決定をしたこととした証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	刑訴法第299条の5第1項の取扱い決定をした証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち 刑訴法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	刑訴法第299条の5第1項の請求を却下した証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公判開日に公判その他の意見を陳述した被害者等の数	1,010	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	11,415
意 見 陳 述	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出したこととした被害者等の数	270	339	490	557	561	517	572	495	615	616	5,032
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	10	6	10	8	14	19	17	21	17	28	150
被 害 者 等 の 関 与 電 撃 手 続	被害者等に公判記録の閲覧許可をさせた数	846	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	13,008
	被害者等に公判記録の閲覧許可をさせなかった数	17	12	15	22	13	22	21	12	28	9	171
準 拠 点 等 の 関 与 電 撃 手 続	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧許可をさせた数	-	24	35	50	33	45	18	89	38	44	376
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧許可をさせなかった数	-	2	1	7	6	1	1	4	1	5	28
和 解	刑訴法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	刑訴法第299条の6第2項の閲覧許可の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和 解	刑訴法第299条の6第3項の閲覧禁止又は閲覧拒絶の対象となった証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち 閲覧許可の禁止の対象となった証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和 解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	38	35	46	34	30	38	29	20	17	23	310
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
合 計		3,795	6,430	8,572	8,832	8,937	9,898	9,874	9,761	9,544	9,769	85,412

(注) 1 当刑事局への照会開始による延べ数であり、概数である。
2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条1項又は2項」から「犯罪被害者保護法第19条1項又は2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。